

証券コード 6074
2024年6月12日
(電子提供措置の開始日2024年6月5日)

株 主 各 位

大阪市西区土佐堀一丁目4番11号
株式会社ジェイエスエス
代表取締役社長 藤木 孝夫

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.jss-group.co.jp/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ジェイエスエス」又は「コード」に当社証券コード「6074」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1.日 時 2024年6月27日(木曜日)午前10時
- 2.場 所 大阪市北区中之島四丁目3番1号
大阪中之島美術館
1階 ホール
(前回と開催場所が異なりますのでご注意ください。)
- 3.目的事項
報告事項 第49期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告および計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う社会経済活動の正常化が進む一方で、ウクライナ情勢の長期化やイスラエル等の中東情勢の緊迫等による、エネルギー価格及び原材料価格の高騰、円安の長期化、継続的な物価上昇による個人消費停滞の懸念等、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような中、当社は「水を通じて健康づくりに貢献する」という経営理念のもと、より多くの人に心と体の元気を届けるべく、ベビーからシニアまで幅広い層の健康促進に取り組んでまいりました。

会員動向につきましては、コロナ禍以降減少した会員数の回復を図るべく、各種施策を推進してまいりました。

子供会員集客の施策では、中高生を対象としたクラス「JSS部」において、楽しく水泳に取り組むことで仲間づくりを支援する等、ストレス解消による勉強への集中力を高める事をコンセプトとし、小学校卒業を機に退会する傾向がある高学年の在籍延長と既にスイミングを卒業した元会員に対する再入会へ向けた取り組みに努めました。

大人会員集客の施策では、国内特許を取得した自社開発の水中バイク「Jパドルバイク」に水中トランポリン、水中ウォーキングプログラムを合わせたオリジナルの水中運動プログラム「バイポリン&ウォーク」について、当社事業所にて展開するほか、他社施設への販売拡大にも努めてまいりました。

課外活動では、スキー合宿や選手強化合宿、旅行企画等の宿泊を伴うイベントを実施する事で収益の確保ならびに既存会員の満足度向上に努めました。

発達支援事業（JSS水夢）では、JSS水夢八尾山本（大阪府八尾市）とJSS水夢北神戸（神戸市北区）の2事業所において、児童発達支援および放課後等デイサービス事業を通じ、子供達に対する個別支援を行う事で地域に貢献をしながら順調な運営を行ってまいりました。

公共施設運営受託では、当社は2023年4月より公共施設「福田屋内スポーツセンター/磐田温水プール」（静岡県磐田市）の指定管理者に選定され、両施設利用者への水泳指導のほか、高齢者の介護予防を目的とする、自社開発の水中バイク「Jパドルバイク」に水中トランポリンを合わせたオリジナルの水中運動プログラムの提供を行ってまいりました。

また、全国的な学校プール施設の老朽化や指導者不足により水泳授業の民間委託が増加するなか、当社の培ってきた専門的な水泳指導のノウハウを活かした小中学校への水泳授業受託を実施しました。今後も自治体からの入札要請やインストラクター派遣依頼に積極的に対応してまいります。

人材の育成および確保では、近年人材獲得競争が激化するスイミングスクール業界において、求職者および従業員に対し、スイミングスクール運営企業で唯一の上場企業としての強みを生かした魅力ある労働環境の整備や教育環境の強化に努めました。

また、人材確保の取り組みとして、専門学校でスポーツ産業への従事を目指す学生に対し、当社事業の大人向け水中運動プログラムを体験する機会を設ける等、将来の当社就職希望者発掘に努めました。

選手強化面では、2024年2月の世界選手権(ドーハ)において、荒井祭里選手（J S S 宝塚）と板橋美波選手（J S S 宝塚／滋賀県スポーツ協会）のペアが10mシンクロナイズドで9位となりました。

また、2024年3月の国際大会代表選手選考会において、難波実夢選手（J S S）が200m自由形で5位、400m自由形で優勝、800m自由形で3位となりました。

日本テレビホールディングス株式会社との業務提携の状況につきましては、同社100%子会社である株式会社ティップネス（以下「ティップネス」）との協業について、両社のノウハウ・経営資源を持ち寄ることで、両社の企業価値向上に資する効果的なシナジーをさらに強力に推進するため、以下の施策を進めてまいりました。

<ティップネスとの主な協業内容>

- 「地域から水難事故を0（ゼロ）に！着衣水泳体験会」の開催
2023年7月29日に当社とティップネス社2社共同開催の形で、不慮の事故から命を守る対処法を身につける「着衣水泳体験会」をJSSスイミングスクールおゆみ野（千葉市緑区）で開催しました。
- 「JSS&Tipnessジョイントマスターズ大会」の開催
2023年9月10日に当社とティップネス社2社合同によるJSS&Tipnessジョイントマスターズ大会を東京五輪の競泳会場となった東京アクアティクスセンターで開催いたしました。
- オンラインフィットネス配信サービス「トルチャ」の提供
ティップネスが持つオンラインフィットネス配信サービス「トルチャ」を当社会員およびその家族向けに提供し、顧客満足度向上とコロナ禍における施設に頼らない収益確保策の一つとしました。
- JSSキッズファミリープラン
両社が近隣に商圈を持つ事業所において当社子供会員の家族が割引価格でティップネスの事業所を利用出来る「JSSキッズファミリープラン」を設定し、顧客満足度向上につながるものとなりました。
- 水中バイク、水中トランポリン体験会の実施
当社開発の水中バイクおよび水中トランポリン、水中ウォーキングプログラムを合わせた、オリジナル性の高い水中運動プログラムの体験会をティップネスの事業所にて実施。ティップネス大人会員へ当社の新たな大人向けプログラムを提供する事で、当社に対する意見を収集し、更なるサービス力の向上を図り、今後の社外販売に向けた取り組みといたしました。
- 協業会議および分科会の定期開催
当社とティップネスとの情報交換の機会として、協業会議および各業務、テーマに沿ったより細分的な会議体としての分科会を実施しております。
- その他
商材や備品の共同購入によるコスト削減や人事採用の情報交換等、両社の強みとスケールメリットを活かした様々な分野におけるシナジー効果を生み出す取り組みを協議し、実施するとともに、更なる施策の準備を進めてまいりました。

このような営業施策により、当事業年度末の会員数は83,241人（前期比5.6%減）となりました。子供、大人別会員内訳では、子供会員数が74,154人（前期比6.0%減）、大人会員数が9,087人（前期比2.0%減）となっております。

以上の結果、当事業年度の売上高は8,131百万円（前期比0.7%増）、営業利益は389百万円（前期比8.3%減）、経常利益は406百万円（前期比5.5%減）、当期純利益は218百万円（前期比7.0%減）となりました。

なお、当社はスイミングスクール運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は65百万円であり、その主な内容は、次のとおりであります。

・当事業年度中に取得・完成した主要設備等（取得価額）

J S S 尼宝スイミングスクール	建 物	6 百万円
-------------------	-----	-------

J S S 釧路スイミングスクール	建 物	4 百万円
-------------------	-----	-------

・重要な固定資産の売却・除却等

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 46 期	第 47 期	第 48 期	第 49 期 (当事業年度)
	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売 上 高	6,494	7,550	8,073	8,131
経 常 利 益	90	285	430	406
当 期 純 利 益	△440	112	234	218
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	△113円93銭	29円08銭	60円74銭	56円51銭
総 資 産	7,031	7,256	6,997	6,346
純 資 産	2,379	2,460	2,649	2,816

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の中長期的な成長および企業価値・株主価値の最大化に向けて対処すべき課題は、以下のとおりです。

① 着実な事業所展開とM&A戦略の推進

当社は事業所で展開する事から将来の成長を見据え、既存施設の新築移転も含め年間2事業所程度の開設を着実に進めていく体制が必要であると考えており、物件情報収集ルートへの拡大、各地域担当者との情報共有の強化を図っております。

また、成長戦略としてM&A戦略を強化し、既存事業所以外の更なるエリア展開に注力してまいります。

② 高齢化社会を見据えた大人プログラムの充実

高齢化社会に対応するため、当社の基盤事業である子供会員をメインとしたスイミングスクール事業に加え、シニア事業の拡大が課題であると認識しております。

その課題に対応すべく、当社開発の水中バイク「Jパドルバイク」に水中トランポリン、水中ウォーキングプログラムを合わせたオリジナルの水中運動プログラム「バイポリン&ウォーク」を導入することでオリジナル性の高い水中運動プログラムを提供し、大人会員の集客にも注力してまいります。これらのプログラムは高齢者特有の関節痛の緩和、改善にも効果が期待でき、高齢者の健康増進、健康寿命の延伸にも役立てることで社会に貢献いたします。

③ オフィシャルサイトの充実による認知度向上およびブランディングの強化

習い事の多様化が進む中で、当社事業の認知拡大は急務と考えており、SEO対策やコンテンツマーケティング（オフィシャルサイト内にコラム掲載）などの施策により潜在顧客の掘り起こしを行います。

また、各事業所ウェブサイト内容の充実を図り、WEBによる認知拡大とブランディングの強化を推進します。

④ 人材の育成および確保

スイミングスクール業界の人材については業界全体として不足しており、今後の事業拡大に対して人員の育成および確保が課題となっております。

これらの課題について当社は求職者および従業員に対し、スイミングスクール運営企業で唯一の上場企業としての強みを生かした魅力ある労働環境の整備や教育環境の強化を図る事で質の高い人材の確保、指導力強化による競争優位性の確立、ワーク・ライフ・バランスの向上などを実現してまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

- スイミングスクール、テニススクールおよびフィットネスなどスポーツクラブの企画、経営ならびに運営管理およびこれらのコンサルタント
- スポーツ用品、用具類および付属機器ならびに加工機、設備等の販売
- 学習塾教室、スポーツ教室、カルチャー教室、健康増進教室の開催、企画、経営ならびに運営管理
- 経営、運営しているスポーツクラブ等の会員に対するサービス業務
- 旅行業
- 建築工事業、建物の設計およびデザイン、土木工事業、鋼構造物工事業、管工事業、機械器具設備工事業および設計業務
- 不動産の賃貸に関する事業
- 企業従業員その他一般団体、個人の体力測定に基づく健康管理業務の受託
- 健康器具、美容機器、医療機器の販売および輸出入
- 市場および広告に関連する調査、分析、コンサルティング等のマーケティング業務

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 本社 大阪市西区土佐堀一丁目4番11号

② 直営事業所

No.	直営事業所名	所在地	No.	直営事業所名	所在地
1	J S S スイミングスクール清田	北海道	33	J S S 白子スイミングスクール	三重県
2	J S S 釧路スイミングスクール	北海道	34	J S S スイミングスクール松阪	三重県
3	J S S 登別スイミングスクール	北海道	35	J S S 山本スイミングスクール	大阪府
4	J S S 岩見沢スイミングスクール	北海道	36	J S S さやまスイミングスクール	大阪府
5	J S S 北上スイミングスクール	岩手県	37	J S S 深井スイミングスクール	大阪府
6	J S S 盛岡スイミングスクール	岩手県	38	J S S 柏原スイミングスクール	大阪府
7	J S S あおやまスイミングスクール	岩手県	39	J S S エビススイミングスクール	大阪府
8	J S S 仙台スイミングスクール	宮城県	40	J S S 東花園スイミングスクール	大阪府
9	J S S 南光台スイミングスクール	宮城県	41	J S S スイミングスクール松原	大阪府
10	J S S 秋田スイミングスクール	秋田県	42	J S S スイミングスクールいずみ中央	大阪府
11	J S S いわきスイミングスクール	福島県	43	J S S スイミングスクール瓢箪山 J S S フィットネスクラブ瓢箪山	大阪府
12	J S S 宇都宮スイミングスクール	栃木県	44	J S S スイミングスクールりもね	大阪府
13	J S S 所沢スイミングスクール	埼玉県	45	J S S 水夢八尾山本	大阪府
14	J S S 入間スイミングスクール	埼玉県	46	J S S 尼宝スイミングスクール	兵庫県
15	J S S 毛呂山スイミングスクール	埼玉県	47	J S S 大久保スイミングスクール	兵庫県
16	J S S スイミングスクールおゆみ野	千葉県	48	J S S 姫路スイミングスクール	兵庫県
17	J S S 八王子スイミングスクール	東京都	49	J S S 宝塚スイミングスクール	兵庫県
18	J S S スイミングスクール若葉台	東京都	50	J S S 水夢北神戸	兵庫県
19	J S S スイミングスクール立石	東京都	51	J S S 津山スイミングスクール	岡山県
20	J S S スイミングスクール鶴見	神奈川県	52	J S S 広島スイミングスクール	広島県
21	J S S ジャンボスイミングスクール	新潟県	53	J S S 大州スイミングスクール	広島県
22	J S S ジャンボインドアテニススクール	新潟県	54	J S S 廿日市スイミングスクール	広島県
23	J S S スイミングスクール中野山	新潟県	55	J S S 米子スイミングスクール	鳥取県
24	J S S スイミングスクール富山	富山県	56	J S S 松江スイミングスクール	島根県
25	J S S スイミングスクール高岡	富山県	57	J S S スイミングスクール出雲	島根県
26	J S S インドアテニススクール富山	富山県	58	J S S センコーススイミングスクール	香川県
27	J S S スイミングスクール本郷	富山県	59	J S S スイミングスクール高知	高知県
28	J S S スイミングスクールとなみ	富山県	60	J S S 姪浜スイミングスクール	福岡県
29	J S S 多治見中央スイミングスクール	岐阜県	61	J S S スイミングスクールちくご	福岡県
30	J S S スイミングスクール中川	愛知県	62	J S S スイミングスクール伊都	福岡県
31	J S S 比良スイミングスクール	愛知県	63	J S S 浦添スイミングスクール	沖縄県
32	J S S スイミングスクール守山	愛知県	64	J S S スイミングスクール沖縄中央	沖縄県

③ 受託事業所

No.	受託事業所名	所在地	No.	受託事業所名	所在地
1	J S S あゆみスイミングスクール札幌	北海道	12	J S S 茨木中央スイミングスクール	大阪府
2	ジャパンスイミングスクール江別	北海道	13	J S S はびきのスイミングスクール	大阪府
3	J S S あいの里スイミングスクール	北海道	14	J S S ガボスイミングスクール	大阪府
4	ジャパンスイミングスクール大原	千葉県	15	J S S 住吉スイミングスクール	大阪府
5	J S S 八街スポーツクラブ	千葉県	16	J S S 高槻中央スイミングスクール	大阪府
6	J S S 長岡スイミングスクール	新潟県	17	J S S 富雄スイミングスクール	奈良県
7	J S S 金沢駅西スイミングスクール	石川県	18	J S S 三木スイミングスクール	兵庫県
8	J S S 金沢駅西スイミングスクール栗崎	石川県	19	J S S 北神戸スイミングスクール	兵庫県
9	J S S 磐田スイミングスクール	静岡県	20	J S S 川西スイミングスクール	兵庫県
10	福田屋内スポーツセンター 磐田温水プール	静岡県	21	J S S 具志川スイミングスクール	沖縄県
11	一宮スイミングスクール	愛知県			

(7) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
483名	13名減	39.7歳	14.6年

(注) 1. 使用人数には、当社からの出向者を除き、当社への出向者を含んでおります。

2. 使用人数には、エリア正社員23名、契約社員28名を含んでおります。

3. 使用人数以外にアルバイト377名を雇用しております。

なお、アルバイトの人数は、最近1年間の平均人数であり、月間166時間で換算しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社関西みらい銀行	638百万円
株式会社みずほ銀行	438百万円
株式会社商工組合中央金庫	212百万円
株式会社京都銀行	190百万円
株式会社三井住友銀行	127百万円
株式会社りそな銀行	7百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,026,056株
- (3) 株主数 1,465名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
日本テレビホールディングス株式会社	1,000,000	25.86
江崎グリコ株式会社	371,056	9.59
奥村 征 照	240,000	6.21
関 健 二	171,400	4.43
内 藤 征 吾	112,603	2.91
浜 本 憲 至	110,500	2.86
柿 沼 佑 一	100,000	2.59
キンビバレッジ株式会社	100,000	2.59
藤 木 孝 夫	94,000	2.43
MSIP CLIENT SECURITIES	87,300	2.26

- (注) 1. 当社は、自己株式を158,403株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤木孝夫	
取締役会長	奥村征照	
常務取締役	古谷政徳	事業本部・管理本部管掌
取締役	濱治雅弘	管理本部長
取締役	渡邊正樹	事業本部長
取締役	宮本倍幸	営業戦略室長
取締役 (常勤監査等委員)	久山志朗	
取締役 (監査等委員)	山脇幹雄	税理士 山脇幹雄税理士事務所代表
取締役 (監査等委員)	浅野省三	弁護士 つながり総合法律事務所代表
取締役 (監査等委員)	安達徹	税理士 株式会社安達計算センター代表取締役 安達徹税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役（監査等委員）山脇幹雄氏、浅野省三氏および安達徹氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）山脇幹雄氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）安達徹氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、久山志朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）山脇幹雄氏、浅野省三氏および安達徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
酒 卷 和 也	2023年6月29日	任期満了	社外取締役 日本テレビ放送網株式会社 取締役常務執行役員

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会の答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、各役員の報酬を、会社への貢献度、在籍年数等を総合的に勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員会で決定するものとする。報酬体系については、金銭の固定報酬としての基本報酬のみを支払うものとする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、会社業績への貢献度、役職位、役員在籍年数等を総合的に勘案して決定するものとする。

c. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭の固定報酬のみであるため、金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合を定めておりません。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、取締役会において取締役基本報酬の総額を決議し、個人配分は代表取締役社長に一任するものとする。その権限の内容は、取締役会で承認された基本報酬の総額の範囲内において、会社業績への貢献度、役員在籍年数等を総合的に勘案し、各取締役の基本報酬額を決定するものとする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定するものとする。

ただし、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員の協議により決定するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （一名）	106百万円 （一百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	13百万円 （5百万円）
合 計 （うち社外役員）	10名 （3名）	120百万円 （5百万円）

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額5億円以内（うち、社外取締役年額1億円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、4名です。
3. 取締役（監査等委員を除く）の支給人員は、無報酬の取締役（監査等委員を除く）1名を除いております。
4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長藤木孝夫氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、会社業績への貢献度、役職位、役員在籍年数等を総合的に勘案し、各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて決定しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）山脇幹雄氏は、山脇幹雄税理士事務所の代表であります。当社と山脇幹雄税理士事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）浅野省三氏は、つながり総合法律事務所の代表であります。当社とつながり総合法律事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）安達徹氏は、株式会社安達計算センターの代表取締役であります。当社と株式会社安達計算センターとの間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）安達徹氏は、安達徹税理士事務所の代表であります。当社と安達徹税理士事務所との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	山 脇 幹 雄	<p>長年にわたる国税庁での業務および税理士業務を通じて培った豊富な経験、深い見識を有し、当社の理論にとらわれない、客観的視点による監査等委員としての監督機能および役割を果たしております。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席し、取締役会において税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保にあたり適宜、必要な助言をいただきました。</p> <p>また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な助言をいただきました。</p>
取締役 (監査等委員)	浅 野 省 三	<p>法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しているため、当社の企業統治においてその深い見識を活かした監査等委員としての監督機能および役割を果たしております。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席し、取締役会において、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保にあたり適宜、必要な助言をいただきました。</p> <p>また、監査等委員会において、法的規制ならびに内部監査について適宜、必要な助言をいただきました。</p>
取締役 (監査等委員)	安 達 徹	<p>長年にわたる国税庁での業務および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の企業統治においてその深い見識を活かした監査等委員としての監督機能および役割を果たしております。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、また、監査等委員会14回のうち13回に出席し、取締役会において、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保にあたり適宜、必要な助言をいただきました。</p> <p>また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な助言をいただきました。</p>

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会計監査人の状況

(1) 名称

PwC Japan有限責任監査法人

当社の会計監査人であるPwC京都監査法人（消滅監査法人）は、2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人（存続監査法人）と合併し、同日付でPwC Japan有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 報酬等の額

	報酬の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第41条の定めにより、会計監査人との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を規定しておりますが、当社の会計監査人と責任限定契約は締結しておりません。

7. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および従業員の職務の執行が法令、定款および各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築します。また、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努めます。
- ② コンプライアンスの推進については、リスク管理委員会が、全体的な行動指針を作成し、コンプライアンス体制を強化します。
- ③ 法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を確立します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役は、文書管理規程に基づき、職務遂行に係る情報を文書で保管し、文書の保管期間その他の管理体制についてこの規程を遵守することとしています。また、監査等委員が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧できることとしております。
- ② 情報漏洩防止のための体制を構築し、電子情報の適切な保存および管理を図ります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会・経営会議・部長会・部門長会およびその他の重要な会議にて、部門長および各担当部署の責任者より、業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行うこととしております。
- ② 情報保全、環境、防災、衛生、健康などに関するリスクの対応については、それぞれの所管部署において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施しております。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに備えるためにリスク管理規程を定め、想定されるリスクに対して円滑に対処するための予防策を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。また、経営会議の中で重要事項を審議し、業務執行のスピードアップを図ります。

② 内部統制の実施状況を検証するために、内部監査室は規程に基づき、内部監査を行い、その結果を監査等委員会および経営会議に対して報告することとしております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社内規程に基づく職務権限および意思決定ルール、内部監査の実施により使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保しております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が職務執行のために補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会の見解を尊重してこれを決定し、使用人の人事発令等を速やかに行います。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項により配置される使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、人事異動等に関しては代表取締役が監査等委員会の同意を得たうえで決定いたします。

また、他の業務に優先して監査等委員会の補助業務を行うこととして、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保します。

(8) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役および使用人は監査等委員会に当社の業務または業績に与える重要な事項および重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実ならびにそのおそれのある事実につき報告することとしております。

また上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。

② 監査等委員は、重要な意思決定の過程および取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができます。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(10) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員は内部監査室と連携を図るため、定期的に連絡会議を開催しております。
- ② 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとしております。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) **内部統制システム全般**

当社では、内部監査室による業務監査および内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価および改善を実施しております。

また、上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「内部統制の有効評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備および欠陥は発見されていません。

(2) **コンプライアンス**

法令順守体制の点検・強化を推進するため、法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、監査等委員会、内部監査室および弁護士を通報窓口とする内部通報制度を設けています。

(3) **リスク管理**

当社では、様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ確かな対応をすることを目的として、代表取締役を委員長とした「リスク管理委員会」を設置しております。

(4) **取締役の職務執行**

当社は、社外取締役を選任して原則月に1回開催される取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化しています。

(5) **監査等委員会**

監査等委員会は、取締役会への出席ならびに経営会議その他の重要な会議への出席および取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っています。

また、監査等委員は会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

今後も中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,179,016	流 動 負 債	1,974,147
現金及び預金	862,113	支払手形	135,274
受取手形	3,159	買掛金	44,874
売掛金	101,288	1年内返済予定の長期借入金	432,342
商前渡金	120,714	リース債務	18,354
前払費用	1,690	未払金	223,497
その他	65,905	未払費用	304,609
貸倒引当金	25,637	未払法人税等	84,360
	△1,493	未払消費税等	77,642
固 定 資 産	5,167,817	前受金	506,451
有形固定資産	4,311,369	預り金	28,463
建物	2,660,615	賞与引当金	92,688
構築物	81,685	その他の	25,588
車両運搬具	0	固 定 負 債	1,555,915
工具、器具及び備品	14,204	長期借入金	1,183,317
土地	1,537,640	リース債務	12,349
リース資産	17,224	退職給付引当金	58,512
無形固定資産	14,055	資産除去債務	274,005
ソフトウェア	4,695	その他の	27,731
電話加入権	8,436	負 債 合 計	3,530,062
その他の	922	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	842,392	科 目	金 額
投資有価証券	2,100	株 主 資 本	2,816,770
出資金	13	資本金	330,729
長期貸付金	19,235	資本剰余金	125,665
長期前払費用	15,964	資本準備金	34,035
繰延税金資産	149,664	その他の資本剰余金	91,630
敷金及び保証金	668,918	利 益 剰 余 金	2,460,547
その他の	5,732	利益準備金	44,629
貸倒引当金	△19,235	その他の利益剰余金	2,415,918
		繰越利益剰余金	2,415,918
資 産 合 計	6,346,833	自 己 株 式	△100,171
		純 資 産 合 計	2,816,770
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,346,833

損益計算書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,131,614
売上原価	6,752,170
売上総利益	1,379,443
販売費及び一般管理費	989,444
営業利益	389,998
営業外収益	
受取利息	458
貸倒引当金戻入額	2,431
退職給付引当金戻入額	895
助成金収入	10,264
受取事務手数料	4,896
その他の営業外収益	3,946
合計	22,915
営業外費用	
支払利息	5,129
過年度調整損失	1,391
その他の営業外費用	208
合計	6,729
経常利益	406,184
特別利益	
固定資産売却益	18
特別損失	
固定資産除却損失	1,366
減損損失	74,371
合計	75,737
税引前当期純利益	330,465
法人税、住民税及び事業税	103,019
法人税等調整額	8,886
当期純利益	218,558

株主資本等変動計算書

（ 自 2023年4月1日 ）
（ 至 2024年3月31日 ）

（単位：千円）

項 目	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 本 金	そ の 他 本 金 剰 余	資 剰 余 本 金 計	利 準 備 金	そ の 他 剰 余 金 剰 余 金	利 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	330,729	34,035	91,630	125,665	39,505	2,253,730	2,293,235	△100,171	2,649,458
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△51,246	△51,246		△51,246
利 益 準 備 金 の 積 立					5,124	△5,124	—		—
当 期 純 利 益						218,558	218,558		218,558
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	5,124	162,187	167,312	—	167,312
当 期 末 残 高	330,729	34,035	91,630	125,665	44,629	2,415,918	2,460,547	△100,171	2,816,770

項 目	純 資 産 計
当 期 首 残 高	2,649,458
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△51,246
利 益 準 備 金 の 積 立	—
当 期 純 利 益	218,558
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—
当 期 変 動 額 合 計	167,312
当 期 末 残 高	2,816,770

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 総平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～34年

構築物 10年～30年

工具、器具及び備品 3年～12年

② 無形固定資産

定額法

ソフトウェア……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法で償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

当社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度の選択制を採用しておりますが、一部従業員の退職金補填のため2005年12月31日まで設けていた厚生年金基金制度とそれ以降の確定拠出年金制度との差額を調整したものに關する支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を退職給付引当金に計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の算定にあたっては、簡便法を採用しており、割引率を考慮しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に關する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に關する会計基準の適用指針」（企業会計基準第30号 2020年3月31日）を適用しています。

①直営事業収入

直営事業収入は、スイミングスクール事業所（直営校）における授業料等の直営校売上からなります。これらの収益は、主に会員への授業等サービス提供が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、履行義務が充足される前月内に受領しております。

②受託事業収入

受託事業収入は、スイミングスクール事業所（受託校）との契約における委託料の受託売上からなります。これらの収益は、当該月の委託が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、委託総額に委託率を乗じた金額をもって収益を認識しております。代金は、履行義務が充足された翌月内に受領しております。

③企画課外売上収入

企画課外売上収入は、主にスイミングスクール各事業所におけるイベント行事等の課外売上からなります。これらの収益は、主に会員へのイベント行事のサービス提供が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、概ね履行義務が充足される前月内に受領しております。

2. 重要な会計上の見積りに關する注記

(資産の減損損失)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産の期末帳簿価額	4,325,424千円
減損損失	74,371千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに關する情報

①見積りの算出方法

当社は、事業所の減損の兆候を把握するに当たり、資産のグルーピングを事業所単位で行っており、各事業所の営業損益が2期連続でマイナスとなる場合及び固定資産の時価が著しく下落した場合等において、減損の兆候があると判断しております。この場合の減損損失の測定については、当該資産グルー

プについて、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が固定資産の帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することにしております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合計額及び使用価値の算定については、各事業所の営業継続期間の予測を当該事業所の主要な資産の残存減価償却期間等としております。この使用価値の算定には、過去の各事業所の営業損益を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた過去の実績に基づく今後の会員の入会動向、加重平均資本コストによる割引率等複数の仮定に基づいており、見積りの不確実性を伴うものであります。

なお、新規出店事業所の減損の兆候を把握する際は、初期費用の影響等から初年度は通常営業損失になるため出店後一定の猶予期間を設定しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	727,922千円
土地	1,537,640千円
計	2,265,563千円

(上記に対応する債務)

1年内返済予定の長期借入金	316,355千円
長期借入金	1,183,317千円
計	1,499,672千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,342,871千円

(3) 期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済がおこなわれたものとして処理しております。

当事業年度の末日満期の手形の金額 17,189千円

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価

△672千円

なお、金額は洗替法によっております。

- (2) 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
となみ事業所（富山県砺波市）	直営店舗設備	建物、構築物等

当社は、キャッシュフローを生み出す最小単位として各事業所単位で、本社等は共用資産として、将来の使用が見込まれない遊休資産については個別にグルーピングをしております。

当事業年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の営業事業所については、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額相当額を全額回収できる可能性は低いと判断し、帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失74,371千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物71,678千円、構築物2,626千円、その他65千円であります。

なお、営業事業所の回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価し算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 4,026,056株

(2) 自己株式の数に関する事項

普通株式 158,403株

(3) 剰余金の配当に関する事項

I. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	23,205	6.00	2023年3月31日	2023年6月30日
2023年11月14日 取締役会	普通株式	28,040	7.25	2023年9月30日	2023年12月11日

II. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2024年6月27日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	28,040	利益剰余金	7.25	2024年3月31日	2024年6月28日

(4) 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式 一 株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	6,339千円
退職給付引当金	17,893千円
賞与引当金	28,344千円
未払法定福利費	4,889千円
商品評価損	2,310千円
ゴルフ会員権評価損	1,932千円
減価償却超過額（減損損失を含む）	133,652千円
減損損失（土地・電話加入権）	54,349千円
未払事業税	7,903千円
未払事業所税	4,809千円
資産除去債務	83,790千円
その他	3,243千円
繰延税金資産小計	349,458千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△140,072千円
評価性引当額小計	△140,072千円
繰延税金資産合計	209,385千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△59,721千円
繰延税金負債合計	△59,721千円
繰延税金資産の純額	149,664千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
住民税均等割	4.1%
評価性引当金の減少	0.3%
その他	△1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.9%

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

I. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、主にスイミングスクール事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、金利スワップの特例処理の対象となる取引のみに限定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

・売掛金は営業債権であり、長期貸付金は取引先に対する債権であり、また敷金及び保証金は、主に事業所の賃貸借契約による差入預託保証金であります。

上記売掛金、長期貸付金、敷金及び保証金は、顧客等の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、事業本部における各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握及びその対応策を図っております。

・投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、四半期ごとに発行会社の財務状況を把握し、市況や取引先企業の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・営業債務である支払手形、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

また、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達であります。

上記営業債務や社債及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、管理本部が月次に資金繰計画を作成・更新し、手元流動性を適正値に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

当該リスクに関しては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、借入金に係る支払金利は、金利スワップ取引を利用し、変動リスクを抑制しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない株式等は、取得原価をもって算定した貸借対照表価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（注2）参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	862,113	862,113	—
(2) 売掛金	101,288		
貸倒引当金（※1）	△1,493		
差引	99,794	99,794	—
(3) 長期貸付金（※2）	21,585		
貸倒引当金（※1）	△19,235		
差引	2,349	2,746	396
(4) 敷金及び保証金	668,918	655,071	△13,846
資産計	1,633,176	1,619,726	△13,450
(5) 支払手形	135,274	135,274	—
(6) 未払金	223,497	223,497	—
(7) 未払費用	304,609	304,609	—
(8) 長期借入金（※3）	1,615,659	1,605,343	△10,315
負債計	2,279,040	2,268,724	△10,315

（※1）売掛金、長期貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期貸付金には、短期貸付金も含んでおります。

（※3）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金も含んでおります。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプット説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 敷金及び保証金

契約先毎に償還時期を合理的に見積り、平均残存期間に応じたリスクフリーレートで、償還予定額を割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(5) 支払手形、(6) 未払金、(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額2,100千円）は、市場価格のない株式等のため、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	862,113	—	—	—
売掛金	101,288	—	—	—
長期貸付金	2,349	9,883	9,352	—
敷金及び保証金	26,960	42,000	28,115	221,700
合計	992,711	51,883	37,467	221,700

(注) 敷金及び保証金350,142千円については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	432,342	414,484	404,059	317,952	46,822	—
合計	432,342	414,484	404,059	317,952	46,822	—

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のテナント（土地を含む）及び遊休資産を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,921千円であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

		当事業年度（千円）
貸借対照表計上額		
	期首残高	144,287
	期中増減額	△951
	期末残高	143,336
期末時価		125,907

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、当事業年度の減少額は減価償却費951千円であります。

3. 時価の算定方法

主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であり、一部重要性の乏しい不動産については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によっております。

10. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	直営事業 収入 (千円)	受託事業 収入 (千円)	企画課外 売上収入 (千円)	商品売上 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
一時点で移転される財	107,563	—	—	559,520	891	667,975
一定期間にわたり移転される財	6,226,279	768,532	440,760	—	—	7,435,572
顧客との契約から生じる収益	6,333,843	768,532	440,760	559,520	891	8,103,548
その他の収益	—	—	—	—	28,065	28,065
外部顧客への売上高	6,333,843	768,532	440,760	559,520	28,956	8,131,614

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①直営事業収入

直営事業収入は、スイミングスクール事業所（直営校）における授業料等の直営校売上からなります。これらの収益は、主に会員への授業等サービス提供が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、履行義務が充足される前月内に受領しております。

②受託事業収入

受託事業収入は、スイミングスクール事業所（受託校）との契約における委託料の受託売上からなります。これらの収益は、当該月の委託が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、委託総額に委託料率を乗じた金額をもって収益を認識しております。代金は、履行義務が充足された翌月内に受領しております。

③企画課外売上収入

企画課外売上収入は、主にスイミングスクール各事業所におけるイベント行事等の課外売上からなります。これらの収益は、主に会員へのイベント行事のサービス提供が終了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、概ね履行義務が充足される前月内に受領しております。

④商品売上

商品売上は、主にスイミングスクール各事業所における水泳用品や食料品等の商品売上からなります。これらの収益は、商品を会員等に引渡しした時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、商品引渡し時点を中心に、概ね1カ月以内に受領しております。

⑤その他

その他は、主に契約における水泳指導業務委託料、テナントからの不動産賃貸収入等からなります。これらの収益は、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。代金は、取引先との契約に基づき、概ね1カ月以内に受領しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当該事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
契約負債		
前受金	530,812千円	506,451千円

契約負債は、主に、スイミングスクール規約における会員からの前受金であり、対価については、履行義務が充足される前月内に受領しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

4. 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	728円29銭
(2) 1株当たり当期純利益	56円51銭

13. 重要な後発事象に関する注記

株式会社ワカヤマアスレティックスの株式取得（子会社化）について

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、株式会社ワカヤマアスレティックス（本社：和歌山県和歌山市 以下、ワカヤマアスレティックスと表記）の全株式を取得し、完全子会社化することを決議いたしました。

(1) 株式取得の理由

当社は「水を通じて健康づくりに貢献する」という経営理念に基づき、スイミングスクールの運営を中心とした経営を行っております。スクール会員の構成は子供会員が89.1%、大人会員が10.9%（2024年3月31日現在）となっております。

そこで、これらのことを見据え、子供会員に関しましてはスクールの全ての活動を教育事業の一環と捉え、装置産業化したフィットネスクラブとは異なる成長を目指しております。また、大人会員に関しましては水の物理的特性を生かした水中マシンの開発と水中マシンプログラムの制作を進め、水中運動をより楽しく、効果の高いものにするにより、健康促進を訴求し、シニア会員の拡大を図りたいと考えております。

スイミングスクール業界を俯瞰すると、業界全体の傾向として新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に会員数が減少し、現在は回復途上にあるものの、営業活動の効率化を軸に事業収益性の確保に向けて各事業者が様々な取組を進めています。

当社とワカヤマアスレティックスはスイミングスクール事業において競合関係にありますが、地域に根差した青少年の健全育成やスポーツ振興の理念は共通しており、厳しい経営環境の中、両社の経営努力によって、地域に根付いたスイミングスクール事業の発展を目指し、両社で協議する中で、ワカヤマアスレティックスにてスイミングスクール及びフィットネスクラブ事業の全部譲渡が検討されました。

足元では物価上昇を契機とした家計の不透明性は依然として高い状況ではございますが、ワカヤマアスレティックスの全部事業を譲り受けることにより、当社の長年のスイミングスクール事業のノウハウを活かし、営業活動の効率化を図ることにより、地域に根差した青少年の健全育成やスポーツ振興を伴うスイミングスクール及びフィットネスクラブ事業の加速的な成長が期待されるため、今回の株式取得（子会社化）に至りました。

また、当社はワカヤマアスレティックスが主として展開する和歌山県エリアには既存事業所は有しておらず、本

譲受によって新たなエリア展開が可能となります。

今後、当社は今回の基本合意を契機に、成長戦略としてのM&A戦略を強化し、既存事業所以外の更なるエリア展開に注力してまいります。

(2) 異動する子会社の概要

①名称	株式会社ワカヤマアスレティックス
②所在地	和歌山県和歌山市築港三丁目29番地
③代表者の役職・氏名	代表取締役 下林 正大
④事業内容	スイミングクラブ、フィットネスクラブ、スーパー銭湯の企画 運営
⑤資本金	57,500千円
⑥設立年月	1978年1月
⑦大株主及び持ち株比率	下林正大 100.00%
⑧上場会社と当該会社との関係	資本関係 該当事項はありません。 人的関係 該当事項はありません。 取引関係 該当事項はありません。

(3) 株式取得の相手先の概要

①氏名	下林 正大
②住所	和歌山県和歌山市
③上場会社と当該個人との関係	資本関係、人的関係、取引関係等該当事項はありません。 また、関連当事者に該当する事項もありません。

(4) 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

①異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0.0%)
②取得株式数（自株式を除く）	109,400株 (議決権の数：109,400個)
③取得価額	株式取得価額：549百万円
④異動後の所有株式数（自株式を除く）	109,400株 (議決権の数：109,400個) (議決権所有割合：100.0%)

14. その他の注記

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

スイミングスクール設備における不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務等でありま
す。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数を勘案して3年から34年と見積り、その期間に応
じた割引率（0.258%から2.250%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	271,293千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	2,711千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
期末残高	274,005千円

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社ジェイエスエス
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋	本	民	子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	立	石	祐	之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイエスエスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じているための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

株式会社ジェイエスエス 監査等委員会

常勤監査等委員 久 山 志 朗 ㊞

監 査 等 委 員 山 脇 幹 雄 ㊞

監 査 等 委 員 浅 野 省 三 ㊞

監 査 等 委 員 安 達 徹 ㊞

(注) 監査等委員 山脇幹雄、浅野省三及び安達徹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、中間配当金1株当たり7円25銭を含めた年間配当金は、1株当たり14円50銭となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円25銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の総額は28,040,484円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は2024年5月31日付で株式会社ワカヤマアスレティックスを完全子会社化したことに伴い、当該会社と当社の事業目的を共通化して整合性のある管理をするために、現行定款第2条(目的)を修正追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条(条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. スイミングスクール、テニススクールおよびフィットネスなどスポーツクラブの企画、経営並びに運営管理およびこれらのコンサルタント。</p> <p>2. スポーツ用品、用具類および付属機器並びに加工機、設備等の販売。</p> <p>3. スポーツ用具類および付属機器並びに設備等の補修並びに維持管理。</p> <p>4. 学習塾教室、スポーツ教室、カルチャー教室、健康増進教室の開催、企画、経営並びに運営管理。</p> <p>5. 経営、運営しているスポーツクラブ等の会員に対するサービス業務。</p>	<p>第1条(現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことおよび<u>次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>1. スイミングスクール、テニススクールおよびフィットネスなどスポーツクラブ<u>事業の研究、開発、</u>企画、経営並びに運営管理およびこれらのコンサルタント。</p> <p>2. スポーツ用品、用具類および付属機器並びに加工機、設備等の販売。</p> <p>3. スポーツ用具類および付属機器並びに設備等の補修並びに維持管理。</p> <p>4. 学習塾教室、スポーツ教室、カルチャー教室、健康増進教室の開催、企画、経営並びに運営管理。</p> <p>5. 経営、運営しているスポーツクラブ等の会員に対するサービス業務。</p>

現行定款	変更案
<p>6. 旅行業。</p> <p>7. コンピューターおよび端末機器の開発、販売。</p> <p>8. コンピューターのソフトウェア（プログラム）開発、製作、販売。</p> <p>9. 建設工事業、建物の設計およびデザイン、土木工事業、鋼構造物工事業、管工事業、機械器具設置工事業および設計業務。</p> <p>10. 金属加工品および機械装置の販売。</p> <p>11. 不動産の賃貸に関する事業。</p> <p>12. 企業従業員その他一般団体、個人の体力測定に基づく健康管理業務の受託。</p> <p>13. 健康器具、美容機器、医療機器の販売および輸出入。</p> <p>14. 市場および広告に関連する調査、分析、コンサルティング等のマーケティング業務。</p> <p>15. 衣料、食料品、化粧品、書籍、文房具、玩具、医薬部外品、衛生用品、日用雑貨、装飾品の販売および輸出。</p> <p>16. 各種催物、並びにセミナー、講習会等の企画、立案および実施。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>17. 飲食店の経営。</p> <p>18. 諸建物の内外付帯設備等の警備、保守点検並びに清掃に関する業務。</p>	<p>6. 旅行業。</p> <p>7. コンピューターおよび端末機器の開発、販売。</p> <p>8. コンピューターのソフトウェア（プログラム）開発、製作、販売。</p> <p>9. 建設工事業、建物の設計およびデザイン、土木工事業、鋼構造物工事業、管工事業、機械器具設置工事業および設計業務。</p> <p>10. 金属加工品および機械装置の販売。</p> <p>11. 不動産の賃貸、<u>管理、保有、運用</u>に関する事業。</p> <p>12. 企業従業員その他一般団体、個人の体力測定に基づく健康管理業務の受託。</p> <p>13. 健康器具、美容機器、医療機器の販売および輸出入。</p> <p>14. 市場および広告に関連する調査、分析、コンサルティング等のマーケティング業務。</p> <p>15. 衣料、食料品、化粧品、書籍、文房具、玩具、医薬部外品、衛生用品、日用雑貨、装飾品の販売および輸出。</p> <p>16. 各種催物、並びにセミナー、講習会等の企画、立案および実施。</p> <p>17. <u>雑誌、図書等の出版</u></p> <p>18. <u>浴場</u>、飲食店の経営。</p> <p>19. 諸建物の内外付帯設備等の警備、保守点検並びに清掃に関する業務。</p>

現行定款	変更案
<p>19. ミュージックテープ、ビデオテープ、コンパクトディスク、DVD等、音声・映像ソフトの企画、制作、製造、賃貸、配給、販売および輸出入。</p> <p>20. 特定健康診査、特定保健指導制度に基づく健康指導。</p> <p>21. 労働者派遣業。</p> <p>22. 古物の仕入並びに販売。</p> <p>23. 児童福祉法に規定する一時預かり保育事業。</p> <p>24. 児童福祉法に規定する次の障害児通所支援事業を経営する事業。 (ア)児童発達支援。 (イ)放課後等デイサービス。 (ウ)保育所等訪問支援。 (エ)相談支援。</p> <p>25. 介護保険法に規定する次の地域密着型介護予防サービス事業。 (ア)介護予防認知症対応型通所介護。 (イ)介護予防小規模多機能型居宅介護。 (ウ)介護予防認知症対応型共同生活介護。</p> <p>26. 介護保険法に規定する地域支援事業。</p> <p>27. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する相談支援事業。</p> <p>28. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する移動支援事業。</p>	<p>20. ミュージックテープ、ビデオテープ、コンパクトディスク、DVD等、音声・映像ソフトの企画、制作、製造、賃貸、配給、販売および輸出入。</p> <p>21. 特定健康診査、特定保健指導制度に基づく健康指導。</p> <p>22. 労働者派遣業。</p> <p>23. 古物の仕入並びに販売。</p> <p>24. 児童福祉法に規定する一時預かり保育事業。</p> <p>25. 児童福祉法に規定する次の障害児通所支援事業を経営する事業。 (ア)児童発達支援。 (イ)放課後等デイサービス。 (ウ)保育所等訪問支援。 (エ)相談支援。</p> <p>26. 介護保険法に規定する次の地域密着型介護予防サービス事業。 (ア)介護予防認知症対応型通所介護。 (イ)介護予防小規模多機能型居宅介護。 (ウ)介護予防認知症対応型共同生活介護。</p> <p>27. 介護保険法に規定する地域支援事業。</p> <p>28. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する相談支援事業。</p> <p>29. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する移動支援事業。</p>

現行定款	変更案
<p><u>29.</u> 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定するその他地域生活支援事業。</p> <p><u>30.</u> 高齢者の身体機能の低下を予防するための自立支援事業。</p> <p><u>31.</u> 障害者・高齢者等への介助活動。</p> <p><u>32.</u> 介護保険法適用外での居宅介護サービス事業。</p> <p><u>33.</u> 有料老人ホーム事業、ケアハウス事業、高齢者用住宅事業。</p> <p><u>34.</u> 上記の事業を行う施設の運営および開発・管理業務。</p> <p><u>35.</u> 前各号に付帯する業務。</p>	<p><u>30.</u> 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定するその他地域生活支援事業。</p> <p><u>31.</u> 高齢者の身体機能の低下を予防するための自立支援事業。</p> <p><u>32.</u> 障害者・高齢者等への介助活動。</p> <p><u>33.</u> 介護保険法適用外での居宅介護サービス事業。</p> <p><u>34.</u> 有料老人ホーム事業、ケアハウス事業、高齢者用住宅事業。</p> <p><u>35.</u> 上記の事業を行う施設の運営および開発・管理業務。</p> <p><u>36.</u> 前各号に付帯する業務。</p>
<p>第3条～第49条（条文省略） 附 則 第1条～第3条（条文省略）</p>	<p>第3条～第49条（現行どおり） 附 則 第1条～第3条（現行どおり）</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、特に指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	ふじ き たか お 藤 木 孝 夫 (1953年6月4日生)	1978年11月 当社入社 1999年7月 執行役員西部事業部長就任 2001年2月 役員待遇事業部長 2001年6月 取締役事業部長就任 2002年1月 代表取締役社長就任(現任)	94,000株
	<p>【選任理由】 藤木孝夫氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業における要職を歴任し、現在では業務執行の最高責任者である代表取締役社長を務めております。当社事業全般における豊富な業務経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者としました。</p>		
2	おく むら ゆき てる 奥 村 征 照 (1941年6月13日生)	1979年4月 当社入社取締役就任 1985年8月 代表取締役社長就任 1999年6月 代表取締役会長就任 2008年6月 取締役会長就任(現任)	240,000株
	<p>【選任理由】 奥村征照氏は、当社入社以来、当社の経営に携わり、豊富な企業経営経験と幅広い知見・人脈を有していることから、これらの経験と見識が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠なものと判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	ふる たに まさ のり 古 谷 政 徳 (1954年7月11日生)	1979年1月 当社入社 1999年7月 東部事業部中部地区マネージャー 2002年11月 役員待遇事業本部東日本担当部長 2003年6月 取締役事業部長就任 2008年2月 取締役事業本部長就任 2008年6月 執行役員事業本部長就任 2009年4月 事業本部長 2010年1月 取締役事業本部長就任 2014年6月 常務取締役事業本部長就任 2020年4月 常務取締役事業本部管掌就任 2021年4月 常務取締役事業本部・管理本部管掌就任 2024年4月 常務取締役事業本部・営業推進本部管掌就任 (現任)	12,000株
【選任理由】 古谷政徳氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業の事業部門における要職を歴任し、また、2003年からは取締役に務め、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	はま じ まさ ひろ 濱 治 雅 弘 (1961年11月4日生)	1981年1月 当社入社 2015年4月 西日本事業部 関西地区担当次長 2018年4月 管理本部 総務・人事担当部長 2019年10月 管理本部副本部長 2020年4月 管理本部本部長 2020年6月 取締役管理本部長就任 2024年4月 常務取締役管理本部長就任(現任)	1,300株
【選任理由】 濱治雅弘氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業における要職を歴任し、現在では管理部門を統括する立場にあります。当社スイミングスクール事業の豊富な業務経験と実績を活かし、管理部門を率いていることから、引き続き取締役候補者としました。			
5	わた なべ まさ き 渡 邊 正 樹 (1962年6月11日生)	1986年4月 当社入社 2014年11月 東日本事業部担当次長 2016年4月 西日本事業部担当次長 2018年10月 西日本事業部担当部長 2019年4月 東日本事業部担当部長 2019年10月 事業本部副本部長(兼)東日本事業部担当部長 2020年4月 事業本部本部長 2020年6月 取締役事業本部長就任(現任)	— 株
【選任理由】 渡邊正樹氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業における要職を歴任し、現在では事業全般の運営を指揮する立場にあります。当社スイミングスクール事業全般における豊富な業務経験と実績を活かし、事業部門を率いていることから、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
6	<p style="text-align: center;">みやもとますゆき 宮本倍幸 (1962年9月5日生)</p>	<p>2007年4月 株式会社ティップネス入社営業本部付 2007年6月 同社スクール事業部長 2008年9月 同社営業第6部部长 2009年8月 同社首営2部部长 2011年4月 同社営業第2部部长 2012年3月 同社営業第2部執行役員部長 2016年6月 同社取締役執行役員 2023年6月 当社取締役営業戦略室長就任 2024年4月 取締役営業推進本部長就任(現任)</p>	- 株
<p>【選任理由】 宮本倍幸氏は、2023年6月の取締役就任以来、同氏が当社の筆頭株主である日本テレビホールディングス株式会社の連結子会社である株式会社ティップネスで培ってこられた豊富な知識や幅広い見識を活かし、現在は営業推進部門を統括する立場にあります。当社スイミングスクール事業全般における豊富な業務経験と実績を活かし、営業推進部門を率いていることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
7	<p style="text-align: center;">ふじきわたる 藤木航 (1980年8月8日生)</p>	<p>2003年5月 当社入社 2018年4月 事業本部営業部店舗開発担当次長 2022年4月 事業本部店舗開発営繕部部长 2024年4月 店舗開発管理本部本部長(現任)</p>	- 株
<p>【選任理由】 藤木航氏は、当社入社以来、スイミングスクール事業における要職を歴任し、現在では店舗開発部門全般の運営を指揮する立場にあります。当社スイミングスクール事業全般における豊富な業務経験と実績を活かし、店舗開発部門を率いていることから、取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	<p style="text-align: center;">やま わき みき お 山 脇 幹 雄 (1948年10月18日生)</p>	<p>1967年4月 大阪国税局入局 1996年7月 神戸税務署副署長 1998年7月 大阪国税局 徴収部 国税訟務官 2000年7月 西脇税務署長 2002年7月 大阪国税局 調査第一部 調査開発課長 2003年7月 大阪国税局 徴収部 徴収課長 2005年7月 大阪国税局 徴収部 管理課長 2006年7月 大阪国税局 徴収部 徴収部次長 2007年7月 大阪国税局 徴収部 徴収部長 2008年7月 大阪国税局 退職 2008年8月 税理士登録 2008年9月 山脇幹雄税理士事務所開所 同事務所代表就任(現任) 2013年6月 当社取締役就任 2016年6月 取締役(監査等委員) 就任(現任) (重要な兼職の状況) 山脇幹雄税理士事務所代表</p>	— 株
<p>【選任理由および期待される役割の概要】 山脇幹雄氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる国税庁での業務および税理士としての豊富な業務経験等に基づく知見により、客観的かつ専門的な視点から当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	あさのしょうぞう 浅野省三 (1948年8月9日生)	1971年4月 関西大学司法研究室入室 1978年4月 最高裁判所司法研修所入所 1980年4月 弁護士登録 米田宏巳法律事務所入所 1984年4月 浅野梶谷共同法律事務所開所 2005年11月 浅野・齋藤共同法律事務所開所 (現 つながり総合法律事務所) 同事務所代表就任(現任) 2007年6月 当社監査役就任 2016年6月 取締役(監査等委員)就任(現任) (重要な兼職の状況) つながり総合法律事務所代表	8,000株
<p>【選任理由および期待される役割の概要】</p> <p>浅野省三氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しているため、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外取締役としての監査監督機能および役割を果たしていただけたと考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	あ だ ち とおる 安 達 徹 (1962年7月15日生)	1981年4月 大阪国税局入局 1982年3月 大蔵事務官任官 2008年7月 大阪国税局退職 2008年8月 税理士登録 東郷義和税理士事務所入所 2010年7月 株式会社安達計算センター 代表取締役就任(現任) 2011年4月 安達徹税理士事務所開所 同事務所代表就任(現任) 2011年6月 当社監査役就任 2016年6月 取締役(監査等委員) 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社安達計算センター代表取締役 安達徹税理士事務所代表	— 株
【選任理由および期待される役割の概要】 安達徹氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる国税庁での業務および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外取締役としての監査監督機能および役割を果たしていただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。			
4	お く だ と も こ 奥 田 智 子 (1981年9月15日生)	2006年10月 弁護士登録 いぶき法律事務所入所(現任) (重要な兼職の状況) いぶき法律事務所弁護士	— 株
【選任理由および期待される役割の概要】 奥田智子氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しているため、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外取締役としての監査監督機能および役割を果たしていただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 山脇幹雄氏、浅野省三氏、安達徹氏および奥田智子氏は、社外取締役候補者であります。
 (1) 山脇幹雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。

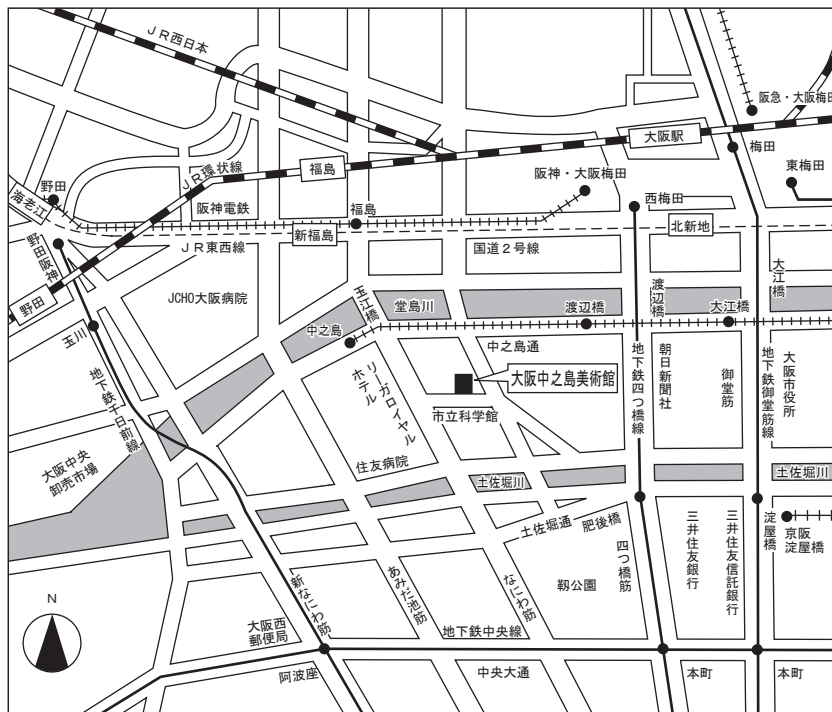
- (2) 浅野省三氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
- (3) 安達徹氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
- 3. 当社は、山脇幹雄氏、浅野省三氏および安達徹氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、3氏が再任および奥田智子氏が選任された場合には、4氏を独立役員として届け出る予定であります。
- 4. 山脇幹雄氏、浅野省三氏、安達徹氏および奥田智子氏の選任が承認された場合、当社は4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
- 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 6. 奥田智子氏は旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は田中智子であります。

以 上

株主総会会場のご案内図

会場：大阪市北区中之島四丁目3番1号
大阪中之島美術館
1階 ホール

(前回と開催場所が異なりますのでご注意ください。)



- 京阪電車／中之島線 渡辺橋駅下車2番出口より南西へ徒歩約5分
- 大阪メトロ／四つ橋線 肥後橋駅下車4番出口より西へ徒歩約10分
／御堂筋線 淀屋橋駅下車7番出口より西へ徒歩約15分
- JR大阪環状線／福島駅下車 徒歩約10分
- JR東西線／新福島駅下車2番出口より南へ徒歩約10分
- 阪神電鉄／阪神本線 福島駅下車 南へ徒歩約10分
- 大阪シティバス／JR大阪駅前から53号・75号系統田蓑橋下車 南西へ徒歩約2分